

# ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていきたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)

## 農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出しました

農業委員会では、9月25日、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を稲田市長に提出しました。

農業委員会では、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者が生産意欲と将来に対する力強い展望を持ち、安心して農業に取り組んでいける政策の推進について、提言を行っています。



意見書の提出後は、稲田市長と、農業委員・農地利用最適化推進委員による意見交換を行いました。今回は特に持続可能な農業について、「国内・海外を見据えた、販路拡大・流通体制」「見附産の農産物のプロモーション戦略」「鳥獣被害対策」「多面的機能の維持」「気軽に農業に触れる体験や機会」など、農業が抱える課題や、将来に希望を持てる農業について意見交換が行われました。

### 【主な意見書の内容】

#### 1 農地利用の高度化促進

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約
- (2) 遊休農地の発生防止・解消

#### 2 担い手の確保・育成

- (1) 新規就農・参入の促進
- (2) 生産性の向上

#### 3 持続可能な農業・農村づくり

- (1) 多様な担い手の確保
- (2) 地消地産・販路拡大、流通販売体制整備の促進
- (3) 鳥獣被害対策の促進
- (4) 中山間地域対策の拡充

#### 4 その他

提言書を踏まえ、進捗状況をフォローアップする仕組み

## 利用権設定促進事業(相対契約)は廃止になります

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権設定促進事業(通称:相対契約)が廃止されます。令和7年4月からの農地の貸し借りは、原則、農地中間管理機構を経由した中間管理事業を活用した契約になります。

### 相対契約の新規契約・更新、契約期間の延長をされる方

**令和7年2月10日までに農業委員会で手続きしてください**

相対契約のできる最終受付日になります。これ以降は相対契約はできませんのでご注意ください。申請書類に不備があると受付できませんのでお早めに手続きをお願いします。

### 契約中の相対契約について

**期間が満了するまで有効です**

令和7年4月1日以降に契約期間が終了した後は、原則、農地中間管理事業による契約になります。

※農地法による手続きは変わりません

問合せ先

- ・相対契約、農地法について 農業委員会
- ・農地中間管理事業について 農林創生課 農政振興係

## 農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者の方は、国民年金に上乗せできる公的年金「農業者年金」に加入して、安心して豊かな老後を！

◆農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも 加入できます

- ◆年間60日以上農業に従事
- ◆国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ◆60歳未満  
（農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます）



●農業者年金のおすすめポイント

- 積立方式、確定拠出型で少子高齢化時代に強い年金です。
- 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が支給されます。
- 月額2万円～6万7千円の間で、保険料を自由に選択できます。
- 保険料全額が社会保険料控除の対象になります。
- 一定の要件を備えた農業者には、保険料の国庫助成があります。